中期計画の策定について

**資料１－１**

地方独立行政法人法第26条第１項の規定により、**公立大学法人は、中期目標の指示を受けたときは、中期目標を達成するための中期計画を作成**し、**設立団体の長の認可を受けなければならない**とされている。

また、同第78条第４項の規定において、**設立団体の長は、中期計画の認可をしようとするとき**は、**あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない**とされている。

公立大学法人大阪に係る第２期中期目標については、令和６年11月５日、大阪府知事・大阪市長が法人に指示を行ったところであり、今回、この**指示を受け、法人が策定した令和７年度からの第２期中期計画について、評価委員会の意見を聴くもの**。

【　参 考 １　】　中期目標・中期計画等の概念図



* 令和６年11月5日

公立大学法人大阪に係る第２期中期目標を法人に指示

（目標・計画期間）

令和７年4月1日から

令和13年3月31日まで

【　参 考 ２　】　審議の進め方（評価委員会への意見聴取）

第１回審議

* 第２期中期計画（案）説明、法人ヒアリング
* 評価委員会審議

（中期目標に対応した計画本文・評価指標かどうか等確認）

（評価委員会意見整理・必要に応じて修正が望ましい事項整理等）

* 府市法人において修正等の検討

第２回審議

* 第２期中期計画（案）に係る評価委員会意見書とりまとめ

（中期計画修正案の確認審議）

【　参 考 ３　】　地方独立行政法人法

（中期目標）

第25条　設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

２・３（略）

第26条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

２・３（略）

４　地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標等の特例）

第78条　１～３　略

４　設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。